

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月25日
【会社名】	富士製薬工業株式会社
【英訳名】	Fuji Pharma Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 今井 博文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町5番地7
【電話番号】	03(3556)3344(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 宇佐見 卓也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三番町5番地7
【電話番号】	03(3556)3344(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 宇佐見 卓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年12月19日開催の当社第50期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金24円 総額375,043,464円
2. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成26年12月22日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、今井博文、上出豊幸、三橋厚弥、平山健、小澤雅之、宇佐見卓也、小沢伊弘及び内田正行の8氏を再任し、山崎由実子、井上誠一、武政栄治及び田中秀一の4氏を新たに選任する。

第4号議案 役員賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額24百万円（取締役分19百万円（うち社外取締役分2百万円）、監査役分5百万円（うち社外監査役分2百万円））を支給する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬は、役員賞与分を含め年額200百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）とし、取締役の報酬の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないこととする。

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容の決定の件

取締役（社外取締役を除く）への報酬等として、株式報酬制度の導入し、本制度導入により、連続する3事業年度を報酬等の対象期間として設定する信託に対し、合計40百万円を上限とする金員を拠出し、当該信託を通じて取締役に当社株式等の交付等を行う。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

株主総会決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成比率(%)	可決要件	決議結果
第1号議案	130,963	64	24,745	99.58	(注)	可決
第2号議案	130,683	344	24,745	99.37	(注)	可決
第3号議案						
今井 博文	119,563	6,064	30,145	94.81	(注)	可決
上出 豊幸	130,361	666	24,745	99.13		可決
三橋 厚弥	130,361	666	24,745	99.13		可決
平山 健	130,351	676	24,745	99.12		可決
小澤 雅之	130,361	666	24,745	99.13		可決
宇佐見 卓也	130,349	678	24,745	99.12		可決
山崎 由実子	130,346	681	24,745	99.12		可決
井上 誠一	130,312	715	24,745	99.09		可決
武政 栄治	130,314	713	24,745	99.09		可決
小沢 伊弘	129,371	1,656	24,745	98.37		可決
内田 正行	129,189	1,838	24,745	98.24		可決
田中 秀一	125,586	5,441	24,745	95.50		可決
第4号議案	116,575	14,452	24,745	88.64	(注)	可決
第5号議案	116,819	14,208	24,745	88.83	(注)	可決
第6号議案	123,832	7,195	24,745	94.16	(注)	可決

(注) 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
 可決要件は、議決権を行使することができる株主の有する議決権(156,254個)の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 可決要件は、議決権を行使することができる株主の有する議決権(156,254個)の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たし適法に決議が成立したため、上記賛成、反対及び棄権の各個数に、本総会当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は加算しておりません。

以上